

令和 6 年度第 2 回上下水道審議会

水道における有機フッ素化合物について

令和 7 年 2 月 7 日
秦野市上下水道局水道施設課

- 1 有機フッ素化合物とは**
- 2 水道水の水質検査体制**
- 3 水質検査結果**
- 4 今後の動向**

1 有機フッ素化合物とは

有機フッ素化合物とは、1万種類以上あるといわれている化合物で総称して「PFAS（ピーファス）」とされています。
撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示し、幅広い用途で使用されています。

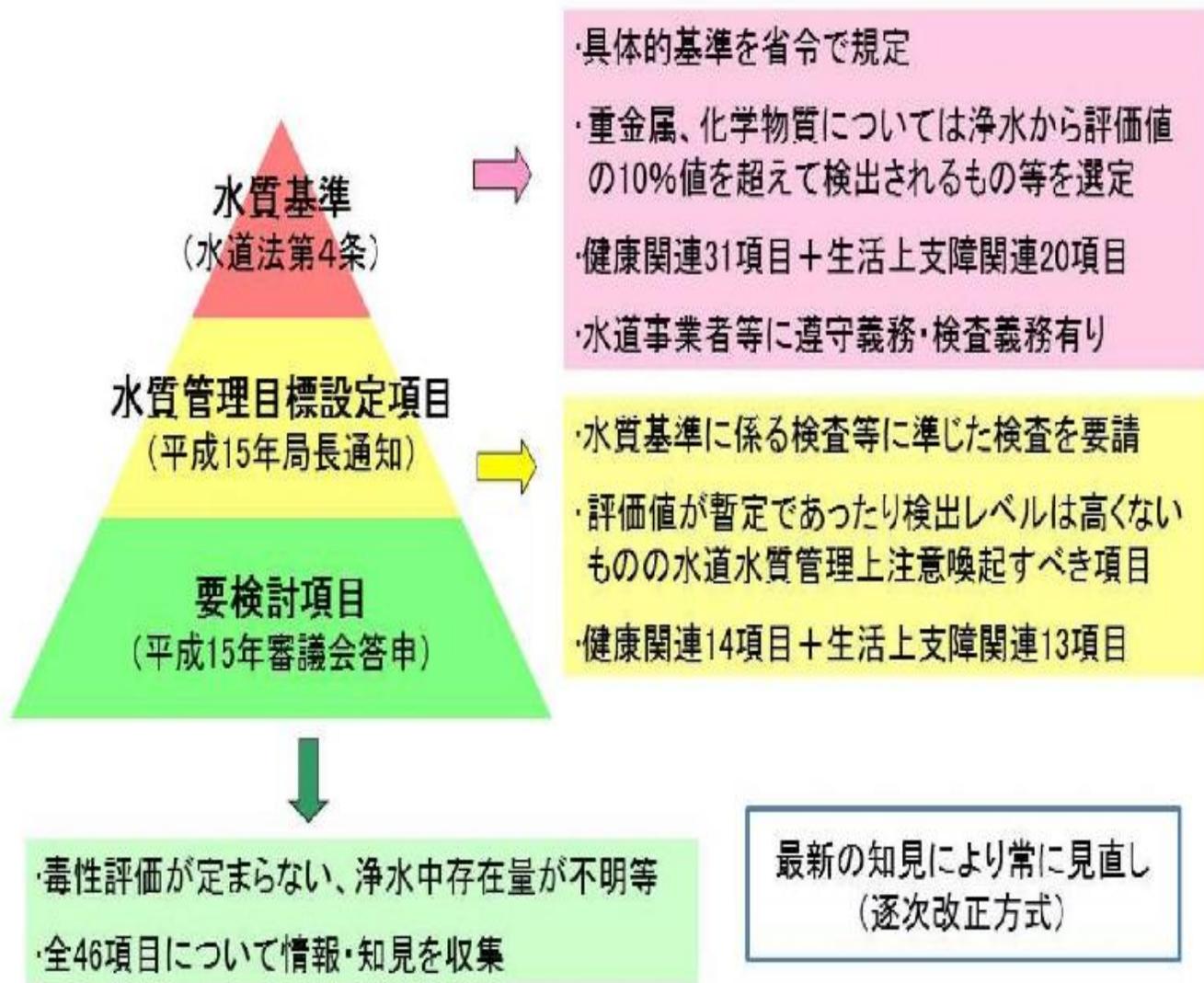
その中でも

PFOS（ピーフォス：ペルフルオロオクタンスルホン酸） と
PFOA（ピーファア：ペルフルオロオクタン酸）

の2つの物質が自然界では分解が遅く、蓄積しやすいため環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘され、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されており、問題視されています。

現在全国の河川や地下水から検出され、一部の水道水からも高い濃度で検出されたことから社会的な問題として大きく取り上げられています。

2 水道水の水質検査体制



- ①水質基準
- ・水道法第4条に基づき水道事業者に遵守義務、検査義務がある項目。
→基準値に適合するものでなければいけない。
 - ・51項目の検査を原則毎月実施する。

- ②水質管理目標設定項目
- ※現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後検出する可能性もあり水質管理において留意する必要がある項目。
- ・水質基準の遵守義務、検査義務はないが、水質基準に準じた検査の実施が望ましいとされ、各水道事業者の判断となる。
 - ・27項目。目標値等を定めている。

- ③要検討項目
- ※毒性評価が定まらない、検出実態が明らかでないなどの項目で今後必要な情報、知見の収集に努めていくべき項目。
- ・②と同様に各水道事業の判断となる。
 - ・46項目。一部目標値等を定めている。

具体的にどのように検査を実施していくか年度初めに【水質検査計画】を立てて水質検査を実施し、水道水の安全を確保しています。

2 水道水の水質検査体制

～PFOS及びPFOAの水質検査～

PFOS及びPFOAの水質検査は、

○ 令和2年4月から③の【要検討項目】から②の【水質管理目標設定項目】に格上げされ、PFOS及びPFOAの量の合計で
1リットルあたり50ナノグラム (ng/L) の暫定目標値が定められました。

(※n (ナノ) は 10^{-9} 、10億分の1の単位)

○ 【水質管理目標設定項目】ですので、水道事業者に水質検査の遵守義務、検査義務のない項目となっています。

水質検査を実施する・しない、値を超過した場合の対応などは、各水道事業者の判断に任されている項目です。

3 水質検査の結果

～本市のPFOS及びPFOAの水質検査の結果～
実施した全ての水質検査で

暫定目標値（50ng / L）以下の結果

となっていて、水道水として安心してご使用できるものとなっています。（結果はホームページで公開）

昨今の報道等で本市の地下水にPFASの暫定目標値超過地点が存在しているという報道がなされていますが、超過した地点は飲用していない個人所有の井戸の水質検査結果であり、水道水が汚染されている等の誤解を生んでいることからホームページ等で周知いたしました。

4 今後の動向

～直近の動向～

○現在全国の河川や地下水から検出され、一部の水道水からも高い濃度で検出されたことから社会的な問題として大きく取り上げられている。

○国（国土交通省及び環境省）において専門家会議等を開催し、今後のあり方について議論を行っている。

○国は全国の水道事業者などに検査の実施、検査結果の報告を求める全国調査を実施。（令和6年9月末時点）

⇒令和5年度では暫定目標値を超過した水道事業者はなかった。

4 今後の動向

～今後の方向性～

○令和6年12月に実施された【第2回 水質基準逐次改正検討委員会 : 環境省所管】において

- ・ ①の水質基準項目へと分類変更を検討すべき項目である。
- ・ 基準値を現在の暫定目標値と同様に 50ng/Lを採用する。
※ R6.6 内閣府食品安全委員会の健康影響の指標値から妥当
- ・ 検査回数は 3ヶ月に1回(年4回)を基本とする。(省略できる規定あり)
- ・ 施行時期は令和8年4月1日とする。

との考えが示されました。

⇒今後いくつかの段階を経て、法令改正される予定です。

本市でも今度の動向に注視し、法令改正された際には迅速に対応できるように準備していきます。